

第1回嬉野市議会定例会 (議案資料)

嬉 野 市

議案 番号	議 案 資 料 名	頁
7、 8、 9、 17	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についての資料	1
9	嬉野市公告式条例の一部改正新旧対照表	4
9	嬉野市部設置条例の一部改正新旧対照表	5
9	嬉野市法令にのっとり公正で誠実な職務の遂行体制を確保する条例の一部改正新旧対照表	6
9	嬉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表	7
9	嬉野市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正新旧対照表	8
9	嬉野市特別職報酬等審議会条例の一部改正新旧対照表	9
9	嬉野市職員等の旅費に関する条例の一部改正新旧対照表	10
9	嬉野市教育委員会評価委員会条例の一部改正新旧対照表	11
10	嬉野市行政手続条例の一部を改正する条例新旧対照表	12
10	嬉野市税条例の一部改正新旧対照表	15
11	嬉野市職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表	16
11	嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正新旧対照表	20
12	嬉野市特別会計条例の一部を改正する条例新旧対照表	21
13	嬉野市放課後児童クラブ負担金徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表	22
14	嬉野市下水道審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表	23
15	嬉野市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表	24
16	嬉野市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例新旧対照表	25

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する

法律の施行に伴う関係条例の整備についての資料

1 法律改正の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正する法律が成立しました。

この法律の改正の趣旨は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るものです。

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限も従来のおりとなっています。

2 改正の概要

(1) 教育行政における責任体制の明確化

① 教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置

新教育長は、首長が議会の同意を得て、直接任命・罷免を行い、任期は3年とする。

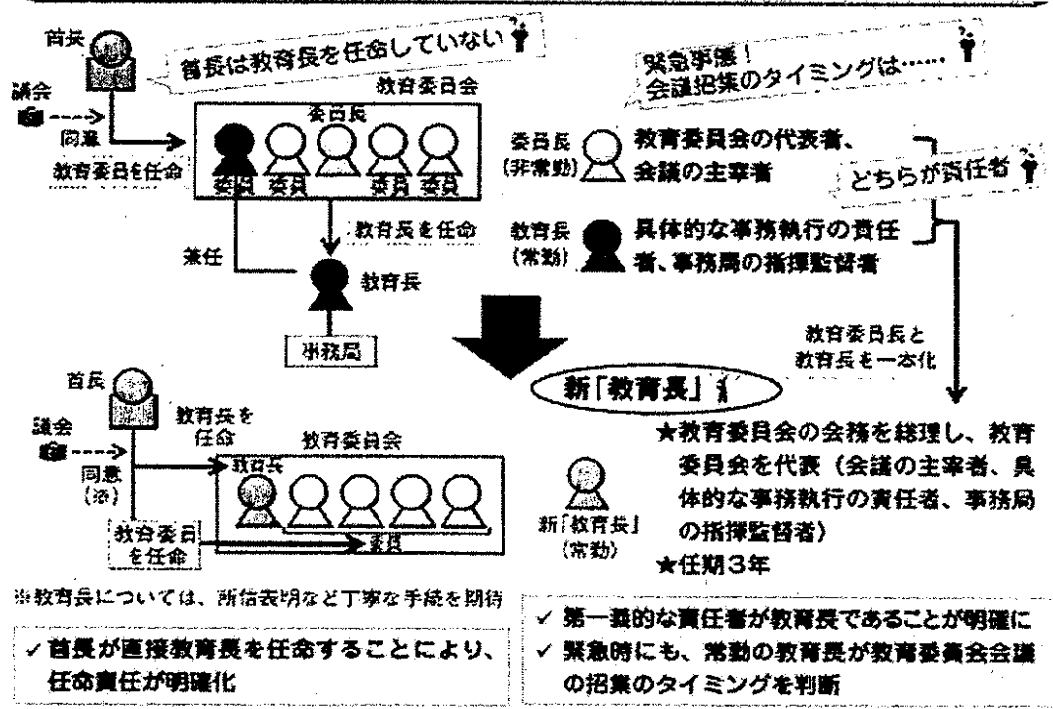
(教育委員会は教育長と4人の委員で組織する。教育委員の任期は4年。)

② 新教育長の身分

現在(法改正前)の教育長は、教育委員としては特別職ですが、教育委員会から任命された事務局の長として一般職の身分を兼ね備えています。法改正後は、一般職としての身分はなくなり常勤特別職として位置づけられます。

イメージ図

文部科学省作成のパンフレットより抜粋



(2) 「総合教育会議」の設置、教育に関する「大綱」の策定

① 総合教育会議

首長は、総合教育会議を設置する。会議は、首長が招集し、首長と教育委員会により構成されており、首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場である。

会議における協議・調整事項は、①教育行政の大綱の策定、②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置となっている。

② 教育に関する「大綱」

首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、政府が定める教育振興基本計画を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。この大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策については、執行権を有する教育委員会に留保されている。

(3) 国の地方公共団体への関与の見直し

いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示できることが明確化された。

(4) 経過措置

現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。

(旧)教育長が在職する間、委員長としての任期は、(旧)教育長の委員としての任期満了する日において満了する。

3 施行期日

平成27年4月1日

4 提出議案の概要

(1) 新規制定

適用する法律が変わったため新たに制定するもの。

条 例 名	内 容
嬉野市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例	特別職の身分であるが、地教行法(第11条第5項)に新たに条項が規定されたため教育長に新たに適用させる必要がある。
嬉野市教育長の勤務時間に関する条例	特別職の身分であるが、地教行法(第11条第5項)に新たに条項が規定されたため教育長に新たに適用させる必要がある。 一般職員の規定を適用。

(2) 一部改正

改正する条例	改正内容
嬉野市公告式条例	条ずれの整理
嬉野市部設置条例	地教行法第1条の3及び第1条の4が新たに規定されたため、事務に関する規定を加えるもの。
嬉野市法令にのっとり公正で誠実な職務の遂行体制を確保する条例	一般職の教育長としてこの条例の適用を受けていたが、特別職になっても適用させる必要があるため追加するもの。【経過措置あり】
嬉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例	法律の施行により教育委員会委員長が失職することになるため、教育委員長の項を削除。【経過措置あり】
嬉野市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例	嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例の廃止に伴い、教育長の規定を設けるもの。地方自治法第204条の改正による。 給料や旅費の金額については、現在の教育長の額とする。 【経過措置あり】
嬉野市特別職報酬等審議会条例	地方自治法第204条の改正に伴い、教育長の給料を報酬等審議会で審議する必要があるため改正するもの。【経過措置あり】
嬉野市職員等の旅費に関する条例	今まで教育長は、教育委員会委員としての費用弁償が支払われていたが、法改正により特別職として旅費が支払われることになる。 【経過措置あり】
嬉野市教育委員会評価委員会条例	条ずれの整理

(3) 廃止

廃止する条例	内容
嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例	新教育長は教育公務員特例法の適用を受けなくなることによりこの条例を廃止し、地方自治法第204条の改正に伴い、嬉野市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例を一部改正して適用するため。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する
 法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例【第1条関係】

嬉野市公告式条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(その他の規則及び規程の公表)</p> <p>第5条 第2条の規定は、議会の規則その他市の機関の定める規則で公表を要するもの(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条第2項の規定によりその公布に関しては教育委員会規則で定めることとされているものを除く。)にこれを準用する。この場合において、同条第1項中「市長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(その他の規則及び規程の公表)</p> <p>第5条 第2条の規定は、議会の規則その他市の機関の定める規則で公表を要するもの(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条第2項の規定によりその公布に関しては教育委員会規則で定めることとされているものを除く。)にこれを準用する。この場合において、同条第1項中「市長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する
 法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例【第2条関係】

嬉野市部設置条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務企画部</p> <p>(1) 議会及び行政一般に関すること。</p> <p>(2) 財政に関すること。</p> <p>(3) 税に関すること。</p> <p>(4) 市税等収納対策委員会に関すること。</p> <p>(5) 市政の総合企画に関すること。</p> <p>(6) <u>総合教育会議及び教育に関する大綱に関すること。</u></p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務企画部</p> <p>(1) 議会及び行政一般に関すること。</p> <p>(2) 財政に関すること。</p> <p>(3) 税に関すること。</p> <p>(4) 市税等収納対策委員会に関すること。</p> <p>(5) 市政の総合企画に関すること。</p>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する
 法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例【第3条関係】

嬉野市法令にのっとり公正で誠実な職務の遂行体制を確保する条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、本市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職の職員のうち市長、副市長及び<u>教育長</u>（以下「市長等特別職」という。）をいう。以下同じ。）が法令にのっとり公正で誠実な職務の遂行をするに当たっての体制の確保に関し必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の信頼を確保し、市民と共に民主的な市政に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、本市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職の職員のうち市長及び副市長（以下「市長等特別職」という。）をいう。以下同じ。）が法令にのっとり公正で誠実な職務の遂行をするに当たっての体制の確保に関し必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の信頼を確保し、市民と共に民主的な市政に資することを目的とする。</p>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する
 法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例【第4条関係】

嬉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正案			現 行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
教育委員 会委員	年額 400, 000円	副市長の規 定に準ずる。	教育委員 会委員長	年額 500, 000円	副市長の規 定に準ずる。
			教育委員 会委員	// 400, 000円	//

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する

法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例【第5条関係】

嬉野市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正案			現行											
<p><u>嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、<u>市長、副市長及び教育長</u>（以下「常勤特別職」という。）の給与及び旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>副市長</td> <td>給料月額</td> <td>635,000円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>〃</td> <td>562,000円</td> </tr> </table>			副市長	給料月額	635,000円	教育長	〃	562,000円	<p><u>嬉野市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、<u>市長及び副市長</u>（以下「常勤特別職」という。）の給与及び旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>副市長</td> <td>〃</td> <td>635,000円</td> </tr> </table>			副市長	〃	635,000円
副市長	給料月額	635,000円												
教育長	〃	562,000円												
副市長	〃	635,000円												

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する
 法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例【第6条関係】

嬉野市特別職報酬等審議会条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 市長は、議員報酬の額並びに市長、<u>副市長及び教育長の給料の額</u>（以下「報酬等の額」という。）に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 市長は、議員報酬の額並びに市長<u>及び副市長の給料の額</u>（以下「報酬等の額」という。）に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。</p>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する
 法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例【第7条関係】

嬉野市職員等の旅費に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正案					現 行				
別表（第13条、第14条、第15条関係）					別表（第13条、第14条、第15条関係）				
区分	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）	摘要	区分	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）	摘要
市長	2,600円	13,100円	2,600円	東京都及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令(昭和31年政令第254号)に基づく指定都市における日当並びに宿泊料は3割その他の県外旅行についてはそれぞれ1割を増加支給する。	市長	2,600円	13,100円	2,600円	東京都及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令(昭和31年政令第254号)に基づく指定都市における日当並びに宿泊料は3割その他の県外旅行についてはそれぞれ1割を増加支給する。
副市長及び教育長	2,200円	10,900円	2,200円		副市長	2,200円	10,900円	2,200円	
行政職2級以上の職務にある者	1,700円	9,000円	1,700円		行政職2級以上の職務にある者	1,700円	9,000円	1,700円	
行政職1級及び技能職の職務にある者	1,500円	8,000円	1,500円		行政職1級及び技能職の職務にある者	1,500円	8,000円	1,500円	

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する
 法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例【第8条関係】
 嬉野市教育委員会評価委員会条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき嬉野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行うその権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）を実施するため、嬉野市教育委員会評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第27条の規定に基づき嬉野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行うその権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）を実施するため、嬉野市教育委員会評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p>

嬉野市行政手続条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第4条)</p> <p>第2章 申請に対する処分 (第5条—第11条)</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p>第1節 通則 (第12条—第14条)</p> <p>第2節 聴聞 (第15条—第26条)</p> <p>第3節 弁明の機会の付与 (第27条—第29条)</p> <p>第4章 行政指導 (第30条—第34条の2)</p> <p>第4章の2 処分等の求め (第34条の3)</p> <p>第5章 届出 (第35条)</p> <p>第6章 意見公募手続等 (第36条—第43条)</p> <p>第7章 補則 (第44条)</p> <p>附則 (適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分 (その双方を名宛人とするものに限る。) 及び行政指導</p> <p>(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法令上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導</p> <p>(9)～(11) (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第4条)</p> <p>第2章 申請に対する処分 (第5条—第11条)</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p>第1節 通則 (第12条—第14条)</p> <p>第2節 聴聞 (第15条—第26条)</p> <p>第3節 弁明の機会の付与 (第27条—第29条)</p> <p>第4章 行政指導 (第30条—第34条)</p> <p>第5章 届出 (第35条)</p> <p>第6章 意見公募手続等 (第36条—第43条)</p> <p>第7章 補則 (第44条)</p> <p>附則 (適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分 (その双方を名あて人とするものに限る。) 及び行政指導</p> <p>(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法令上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導</p> <p>(9)～(11) (略)</p>

2 (略)

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第32条 許認可等(第2条第4号の規定にかかわらず、法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。以下この条及び次条第2項において同じ。)をする権限又は許認可等に基づく処分(第2条第3号の規定にかかわらず、法令に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。次条第2項において同じ。)をする権限を有する市の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第33条 (略)

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 (略)

2 (略)

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第32条 許認可等(第2条第5号の規定にかかわらず、法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。以下この条において同じ。)をする権限又は許認可等に基づく処分(第2条第4号の規定にかかわらず、法令に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)をする権限を有する市の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第33条 (略)

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 (略)

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令に違反する行為の是正を
求める行政指導（その根拠となる規定が法律
又は条例に置かれているものに限る。）の相
手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に
規定する要件に適合しないと思料するとき
は、当該行政指導をした市の機関に対し、そ
の旨を申し出て、当該行政指導の中止その他
必要な措置をとることを求めることができ
る。ただし、当該行政指導がその相手方につ
いて弁明その他意見陳述のための手続を経
てされたものであるときは、この限りでな
い。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した
申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所
又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又
は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しな
いと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出
があったときは、必要な調査を行い、当該行
政指導が当該法律又は条例に規定する要件
に適合しないと認めるときは、当該行政指導
の中止その他必要な措置をとらなければな
らない。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実が
ある場合において、その是正のためにされる
べき処分又は行政指導（その根拠となる規定
が法律又は条例に置かれているものに限
る。）がされていないと思料するときは、当
該処分をする権限を有する行政庁又は当該
行政指導をする権限を有する市の機関に対

<p>し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。</p> <p>2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</p> <p>(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>(2) 法令に違反する事実の内容</p> <p>(3) 当該処分又は行政指導の内容</p> <p>(4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項</p> <p>(5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由</p> <p>(6) その他参考となる事項</p> <p>3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。</p>

嬉野市行政手続条例の一部を改正する条例【附則第2項関係】

嬉野市税条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現行
<p>(嬉野市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 嬉野市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。</p>	<p>(嬉野市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 嬉野市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第2項及び第34条の規定は、適用しない。</p>

嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例【第1条関係】
嬉野市職員の給与に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員のうち、次に掲げる職員以外の者をいう。</p> <p>(1) <u>地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員</u></p> <p>(2) <u>法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員</u></p> <p>(3) <u>法第17条第1項の規定により任用される一般職の非常勤職員及び法第22条第5項の規定により臨時的に任用される一般職の非常勤職員</u></p>	<p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の規定する職員及び法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。)をいう。</p>
<p><u>(給料)</u></p> <p>第3条 給料は、嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年嬉野市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p>	<p><u>(給料)</u></p> <p>第3条 給料は、嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年嬉野市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、扶養手当、<u> </u>、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p>
<p><u>(地域手当)</u></p> <p>第13条の2 <u>地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に所在する公署で規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とす</u></p>	

る。

2. 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計に、前項の規則で定める地域及び公署に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

第22条 第17条から第20条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項の規定による1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(期末手当)

第25条

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第10項第2号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職が主任の職(市長がこれに相当すると認める職を含む。)以上の職にあるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

(勤勉手当)

第22条 第17条から第20条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額

に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項の規定による1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(期末手当)

第25条

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第10項第2号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額

の合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職が主任の職(市長がこれに相当すると認める職を含む。)以上の職にあるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額

に職の職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

(勤勉手当)

第28条

2 (略)

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第10項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の82.5を乗じて得た額の総額

(2) 略

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

(休職者の給与)

第30条

2 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまではこれに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、この休職の期間が満1年に達するまではこれに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

第28条

2 (略)

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第10項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額 _____ を加算した額に100分の82.5を乗じて得た額の総額

(2) 略

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額 _____ とする。

(休職者の給与)

第30条

2 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまではこれに給料、扶養手当、____、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、この休職の期間が満1年に達するまではこれに給料、扶養手当、____、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、____、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が、法第27条第2項に基づく条例で定める事由のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

附 則

(55歳を超える職員の給与の支払いに関する減額措置)

10 平成30年3月31日までの間、職員(行政職給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が6級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

別表(第5条関係)行政職給料表(略)

5 職員が、法第27条第2項に基づく条例で定める事由のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、_____、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

附 則

(55歳を超える職員の給与の支払いに関する減額措置)

10 当分の間_____、職員(行政職給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が6級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

別表(第5条関係)行政職給料表(略)

嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例【第2条関係】
嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行																																
<p style="text-align: center;">(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">号給</th> <th style="width: 90%;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;">377,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;">425,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;">478,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: right;">541,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: right;">617,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: right;">721,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: right;">843,000円</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員(嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第25条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p>	号給	給料月額	1	377,000円	2	425,000円	3	478,000円	4	541,000円	5	617,000円	6	721,000円	7	843,000円	<p style="text-align: center;">(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">号給</th> <th style="width: 90%;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;">375,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;">424,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;">477,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: right;">541,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: right;">617,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: right;">721,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: right;">844,000円</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員(嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「100分の140」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p>	号給	給料月額	1	375,000円	2	424,000円	3	477,000円	4	541,000円	5	617,000円	6	721,000円	7	844,000円
号給	給料月額																																
1	377,000円																																
2	425,000円																																
3	478,000円																																
4	541,000円																																
5	617,000円																																
6	721,000円																																
7	843,000円																																
号給	給料月額																																
1	375,000円																																
2	424,000円																																
3	477,000円																																
4	541,000円																																
5	617,000円																																
6	721,000円																																
7	844,000円																																

嬉野市特別会計条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、設置する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>嬉野市浄化槽特別会計 嬉野市営浄化槽事業</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、設置する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

嬉野市放課後児童クラブ負担金徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第34条の8第1項</u>の規定により市が実施する放課後児童健全育成事業に要する費用に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、嬉野市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の利用者負担金（以下「負担金」という。）を徴収することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第34条の8</u>の規定により市が実施する放課後児童健全育成事業に要する費用に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、嬉野市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の利用者負担金（以下「負担金」という。）を徴収することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

嬉野市下水道審議会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 公共下水道事業、<u>農業集落排水事業及び市営浄化槽事業</u>（以下「下水道事業」という。）の円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、嬉野市下水道審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 下水道使用料（<u>農業集落排水処理施設使用料及び市営浄化槽使用料</u>を含む。）に関すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 公共下水道事業及び農業集落排水事業（以下「下水道事業」という。）の円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、嬉野市下水道審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 下水道使用料（農業集落排水処理施設使用料を含む。）に関すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

嬉野市下水道条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(特定事業場の除害施設の設置等)</p> <p>第16条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1) カドミウム及びその化合物 1リットルにつきカドミウム<u>0.03ミリグラム</u>以下</p> <p>(2)～(41) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特定事業場の除害施設の設置等)</p> <p>第16条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1) カドミウム及びその化合物 1リットルにつきカドミウム<u>0.1ミリグラム</u>以下</p> <p>(2)～(41) (略)</p> <p>2 (略)</p>

嬉野市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(家賃の減額)</p> <p>第14条 市長は、特定公共賃貸住宅の入居者の居住の安定を図るため、家賃の減額を行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(家賃の減額)</p> <p>第14条 市長は、特定公共賃貸住宅の入居者の居住の安定を図るため、<u>規則で定める期間に限り</u>、家賃の減額を行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>